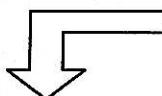


「公私間格差是正制度」ってなに？

公立保育園と民間保育園とでは、国から出されている運営費（保育士の給料や、おもちゃなどの備品を買ったり、園舎の壊れた所を治したりするお金）の額に違いがあります。その差をなくすために、市や県が独自に「足りない分を出しますよ」と運営費に上乗せする制度です。

読んで字のごとく「公私（の保育園）間（の）格差（を）是正（治す・正す）制度」なんです。

名古屋市は、正式には「民間社会福祉施設運営費補給金」という制度になり、「公民間の格差を調正する」という意味で「民調」とも呼ばれます。



Q. なぜ、公立保育園と民間保育園で運営費が違うの？

公立の保育園で働く保育士は「公務員」です。なので、自治体の定めた給与表にそって必要な運営費（人件費）が自治体から保育園に入ります。

ところが民間保育園の運営費はその金額を決める時に「人件費部分は、保育士一人当たり、短卒 6 年目の給与 × 人数」と決められています。

つまり、いくら長く働いても、国から払われる金額は増えていかないのです。

保育園には若い先生も、ベテランの先生もいて当たり前なのに、変な話ですね。

Q. 運営費の中身は？

運営費の中身は大きく分けて、保育士の給料など人件費になる「事業費」と、家庭で言う、家賃や水道光熱費などの「事業費」の2つになります。

運営費の大部分は「人件費」。だって、いくら建物が立派でも、そこで働く保育士がないと、保育はできませんからね。



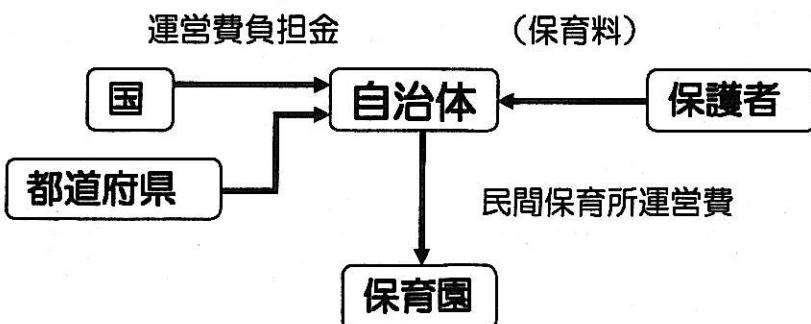
Q. 保育園の運営費ってそもそもどこから出てるの？ 保育料とは違うの？

保育料とは違います。保育園を運営するお金はあくまでも、国や自治体（市町村）が出しています。保育料は保育園に直接払いませんよね？（協力金などで保護者から別の保育料をもらっている保育園もあります）「保育料」は各自治体に払っています。

保育料は「利用料」ではなく、「保育園の運営費は国や自治体、保護者が一緒に責任を持ちましょう」という事で支払っているお金なのです。「互いに負担する」という視点から、それぞれの家庭状況（収入など）が考慮されて、保育料が減額や無料になるのはそのためです。

制度上では、保育所の運営費の2分の1が国、4分の1を都道府県、残り4分の1が市町村で負担することになっています。

名古屋市などの「政令指定都市」は県の分も合わせて、運営費の2分の1を負担します。



Q. 民間の保育園にも給与表があって、昇給してるけど？

国は昇給分のお金出してないんじゃないの？

国もさすがに、ずっと「短卒6年目の給与」は現実的ではない、と考えています。でも、実態に合った予算を組むと高くつくので、違う方法を編み出しました。

それが「民間保育所運営費等改善費（民改費）」です。これは、その保育所に勤める保育士の経験年数の平均をとって、その年数によって、補助金をプラスする、と言う制度です。このおかげで、ある程度、ベテランの先生の給与も払えるのです。といっても、その補助額は少なく、安定的な財源ではありません（ベテラン保育士が一人やめたら、翌年の運営費が大幅に下がる）。なので、経営側も安定的な運営のために、給与表の上がり幅を小さくしたり、ひどいところでは、雇い止めのようにして、いつも若い保育者だけで運営するところもあります。

また、自治体の判断で「国の基準以上に、保育にお金をかけないといけない」ということで、独自に補助をしている所もあります。



それじゃあ…



同じ「保育」をしているのに、
地域や公民で差があるなんて、
それって変じゃない？

Q. 自治体によって、保育園の運営費は違うの？

違います。名古屋市の「公私間格差是正制度」のように、自治体でそれに制度を定めて、独自に運営費に上乗せをしています。

上乗せする予算の中身は、保育士の配置を国基準以上になるよう人件費を多くするものがほとんどです。

ここで問題なのは「独自」なので、自治体によって対応はバラバラ。「子どもに金はかけられん！」なんて自治体は、法律で決められた額しか支給していません。

その結果、もともと国の基準が現状に合わず、低い運営費に抑えられているため、同じ民間保育園でも、自治体によって、人の配置基準や保育士の給与などで大きな格差が生まれてしまいます。（下表参照）

各自治体の民間保育園の給与一覧表（09年 福保労静岡地本作製）

	名古屋	浜松 A 園	浜松 B 園	静岡 A 園	静岡 B 園
調整手当		基本給+1万	基本給+8100	基本給+4%	
初任給	156,000	159,700	157,380	161,341	171,335
5年目	186,300	180,400	181,230	167,331	193,393
10年目	227,900	205,100	195,752	176,185	216,980
15年目	266,800	227,300	226,100	183,905	228,664
20年目	316,500	242,300	244,724	192,591	272,781
大卒初任給	177,000	170,200	169,782	161,341	
	静岡 C 園	函南 A 園	藤枝 A 園		
調整手当			基本給+4%		
初任給	153,920	154,260	153,594		
5年目	177,424		158,346		
10年目	209,060	239,500	165,093		
15年目	245,128		169,788		
20年目	265,928	261,500	175,359		
大卒初任給			155,950		

市や県によって、こんなに
違いが出てくるのです。
20年働いて、本俸が20
万円以下なんて…。
これじゃ長く働き続けられ
ない…。

Q. どんな補助があるの？

各自治体で、民間保育園への補助内容はいろいろ違います。例えば、保育士の配置基準を1歳児3人につき、保育士一人が配置されるよう補助している自治体があったり、障がい児に対する補助、給食のアレルギー対応などなど、自治体ごとで違います。その他にも、直接的な人件費補助以外にも「研修費」などが補助になっている所もあります。

私たちが行う「自治体交渉」で要求している内容のほとんどは、自治体が独自に運営に上乗せをしている部分のことなのです。

しかし



~~人件費の補助を定額ではなく、給与表も自治体が作り、
公務員と同じになるよう保障しているのは、日本中で
名古屋の公私間格差是正制度しかないのです！~~

Q. 何がそんなに重要なの？

もともと「福祉・保育」は公務労働、つまり「国や自治体の責任でしなくてはいけないこと」なのです。しかし現実的に全ての保育所や福祉施設を国営・公営で運営することは難しいので、代わりに私たちが委託を受けて、保育所や社会福祉施設を運営しています。

「公私間格差是正制度」は、保育や福祉の実施責任が自治体にあることを表した、とても意味のある制度なんです。

それに、「公務員と同様に給与が保障されている」ということは、労働者にとって、重要な意味を持っています。自分の将来設計もできますし、男性保育者も先を見通して「これなら、家族を養える」と結婚しても働き続けることができます。現実に障害職場や他都市の保育職場では男性の「寿退社」が問題になっているのです。



「保育の実施責任」は、自治体が負うものだと、法律で定められています！

他都市の「公私間格差是正制度」

京都市には「保育プール制」という制度があります。これは、国から来た運営費と市独自の補助を加算したものを一旦「京都市保育園連盟」（京都市内全ての民間保育園が加盟している組織。名古屋で言う名保連ですね。）に渡し、そこから各保育園に運営費が行き渡るようになっています。この「連盟」が統一の給与表を作ることで、経験年数によって、必要な額が上乗せされた運営費が各保育園に分配されます。

「公立と同じ条件にする」という名目ではないですが、民間の条件を公立並みに引き上げるという思いは一緒ですね。

ちなみに「プール」は泳ぐプールではなく「貯める」という意味です。

Q. いつこんな制度ができたの？

全国的に「ポストの数ほど保育所を！」という運動が盛り上がり、35年前の1974年、名古屋に本山革新市政が誕生した時です。

「公立・民間の保育園の違いで、子どもが受けける保育に差があってはならない」という、当時から画期的な理念の基で、この制度は生まれました。

本山市長の前任者は「なぜ市が保育に責任を持たないといけないのか？」と公言するような人でした。そんな時勢に、この制度を作るために、多くの保護者、保育者、学者・有識者らが一丸となって、運動を開催してきました。そして、多くの市民に訴え、全市的な運動の高まりを持って、市民が市政を変えていった結果、生まれたのです。

Q. この制度はずっと守られるの？

今、名古屋市は不況の影響と河村市長の「一律市民税10%減税」の政策のおかげで、460億円以上財源が不足しています（'10年度予算）。そのおかげで、各関係局（保育を管轄する「子ども青少年局」とか「水道局」「土木局」など市役所の仕事を分けた各部署）に30%の予算削減が提案されました。その後市民の反発などもあり、福祉予算などは3%～15%の削減となりましたが、それでもとんでもない額です。

その削減額を達成するために、「公私間格差是正制度」が狙われる危険があります。この制度は完全に市の持ち出で、しかも「子ども青少年局」の予算の中で大きな割合を占めています。そもそも保育運営費予算の市の負担額は法律で決まっています（2P参照）、そこは削りようがないので、市の持ち出し分の大きい「公私間格差是正制度」は、削減提案の格好の標的にされてしまいます！



Q. 大丈夫！？

子ども青少年局としては、「この制度があるから、名古屋は公民共に保育の質が保たれている」「必要な制度なので、守りたい」という見解を示しています。（ここを理由に「同じ質だから、公立保育園を民営化してもいいでしょ？」と言われるのは困りものですが…）

しかし、この10%減税は来年度限りではありません。この先も続く市全体の予算不足から、厳しい削減を提案された時、「やむを得ず…」と制度の切り崩し・破壊の危険は充分あります。

さらに、国の方でも原口総務大臣が「民間保育所運営費」の一般財源化を狙っています。そうなれば、保育予算は地方任せになり、下手をすれば、一気に保育予算が切り崩されかねません！



だからこそ
今、私たちの運動が
求められているのです！

とても大切な「公私間格差是正制度」を
みんなの力で守り、そしてこの素晴らしい制度
を、日本中に広げていきましょう！

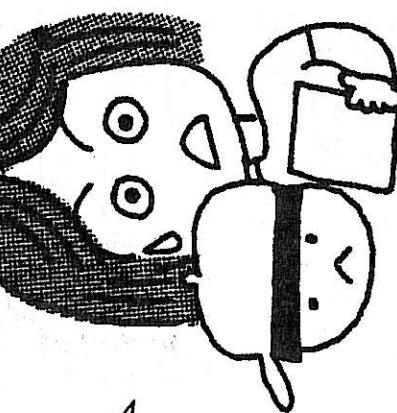
子ども達のためいい保育がしたい！

でも、もう働き働き働けられない…。

制度が無くなると、こんな問題が起ころ！

20年働きても、手取りが20万円以下？！
保育士の給料ってそんなに安いの？！
これじゃあ、長く働けないわ…

せんせいのこと、だいすきだったのに、すぐになくなっちゃった…



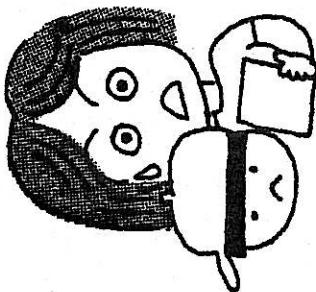
A保育園では
「2～3年たったら、給料が高くなるので、
辞めてもらいます」
「給料の上がらない非正規さん大歓迎」
「保育士は減らすしかないと」
「保育は質よい、量を大切に…」etc
そんなことをするらしいよ…

「いい保育には、豊かな知識と経験
さらに実践の積み上げが必要です！
それには、長く働き続けることが大切なのです

「公私間格差是正制度」って何？
名古屋市が独自で、国の少ない保育予算に上乗せする形で、民間の保育園に出していくるお金のことです。もともとは「公立・民間の保育園の違いで、子ども達が受けける保育に差があるわけない」という市民の願いに応え、故・本山元名古屋市長が定めた、全国的に見ても革新的な制度です。「民間保育園（や社会福祉施設）の運営費を調整する」という意味で「民調」という言い方もされます。

全国福祉保育労働組合 東海地方本部
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下9-7 労働会館東館405
TEL 052-881-2971 FAX 052-881-2998

え? ボントリ!



親見(向か)
じゅ

え? ボントリ!
こひなは保育園にこなつたら
安心してアビモを頼けばれぬまい!

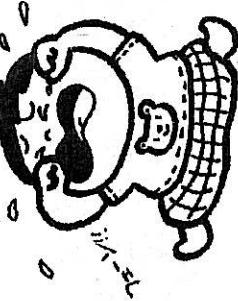
公私間格差是正制度守って!

産休明けから保育園に通ってきて、やっと年長さんになつたこの子。赤ちゃんの時の時のこと、知つてゐる先生が一人も居ないなんて…

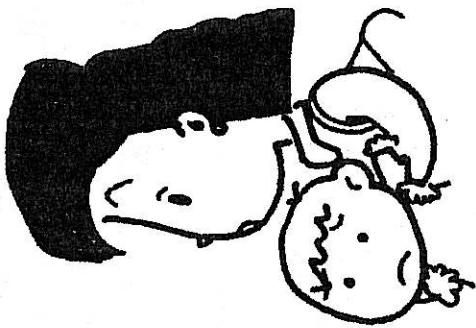
今、名古屋市の民間保育園は、「公私間格差是正」という制度によって、市から保育士のための人物費を補助してもらっています。この制度のおかげで、保育士は長く働き続けることができ、その分子ども達のために「よりよい保育」を積み重ねることができます。保育には専門知識と共に、豊かな経験が不可欠なのです。もし、この制度が無くなると、ベテランの保育士を雇うことはできず、また、保育士の数も減らさなくてはいけません。2~3年でコロコロと保育士が入れ替わるような保育園では、子どもたちも落ち着かず、豊かな保育はできません。

若い先生ばかりじゃ、子育てのことや家のこと相談しづらいな

担当してくれる子が多くさるから、なかなか子どもとの事、じっくり話せない…。
保育園でどんなことしてくるか分から
ないから向ただか不安だわ。



朝と夕方は、特に先生の
数が少ないみたい。充分、
子どもに目が届かないん
じゃないの?



全国福祉保育労働組合
東海地方本部
TEL 052-881-2971
FAX 052-881-2998